

[プロジェクトポリシーNo] 001

サービスカタログコミュニティ プロジェクトポリシー

作成日 令和 6年 6月 25日

発足者 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーリー合同会社

【プロジェクトコミュニティ概要】

テーマ	デジタル庁が構築するサービスカタログ及びモデル仕様書について、政策意図を踏まえつつ、どのように更新するべきかを議論し、政府に提案します。
取組の背景	デジタル庁では、地域ごとにバラバラのデジタル実装を回避し、地域間の相互運用性の確保をすることを目的に、優良で横展開のポテンシャルの高いサービス・システムを自治体が活用し、その作りこみではなく、使い込みに時間と労力を投下するための取組を進めている。令和5年8月には、自治体等におけるデジタル実装の検討に係る負担を軽減し効率化するとともに、選択の幅を広げるため『デジ田交付金採択事業の中で、マイナンバーカードを利活用するサービス/システム』をカタログとしてまとめている。 また、同年12月にはモデル仕様書に適合したサービスを第2版として追加掲載している。 第2版から、サービスカタログにモデル仕様書の適合要素が（更に交付金加算要件に）入ったことにより、サービスカタログの掲載は、事業者にとって宣伝価値、営業価値の高いものとなり、掲載基準の公平性・透明性が求められると考えられる。 ※参考 モデル仕様書：デジ田導入実績等を踏まえ、主要分野ごとにデジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムの調達に必要な要件を必須機能及び選択必須等で整理したもの。自治体の簡便な調達の支援に繋げることを目指す。 サービスカタログ：自治体が必要なサービス/システムを迅速に検索し、簡便に情報を入手できるように、デジ田導入実績等を踏まえ、主要分野ごとデジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムをカタログ化したもの。モデル仕様書の必須項目を全て満たすサービスは★マークを付けている。

取組の目的 及び達成する ゴール	●サービスカタログの更新方法の提言 サービスカタログの掲載について、政府の掲載基準・考え方だけでなく、政策意図を踏まえた上で、サービス/システムの掲載を実施する民間、サービス/システムを活用する自治体の意向を最大限踏まえた対応を取ってもらうことを目的とする。<u>成果物として、民間発案としての『サービスカタログ掲載基準に求める考え方・必要掲載項目の案』を示す。</u> 特に、現在第1版、第2版の違い、★あり・なしの記載が、現状非常にわかりにくい状況になっていると思われるため、次の改定（デジタル庁によると、8月を目指しているとのこと）では確実に見直してもらうことをゴールとする。 ●モデル仕様書の作成・更新方法の提言 モデル仕様書の作成にあたって、政府の掲載基準・考え方だけでなく、民間、自治体の意向による、新たなサービス類型における仕様書の作成や、推奨機能の抽出を実施してもらうことを目的とする。<u>成果物として、民間発案としての『モデル仕様書の新規作成・更新方法に求める考え方・機能の抽出方法の案』を示す。</u> なお、新規のサービス分類におけるモデル仕様書の作成のみならず、既存のモデル仕様書の更新にあたっては、提案における更新方法を活用することを求める。 また、この更新方法の提示にあたっては、デジタル庁が求める『次の標準レベル』の考えを踏まえたうえで、それぞれのサービス分類において、機能の標準化を推進することを前提とする。
---------------------------------	--

【プロジェクトコミュニティ参加者に求める要件・事項】

参加のルール・発生するコスト条件	コミュニティに参加する者は、デジタル庁が求める『次の標準レベル』の議論。及び『事業者間の公平な掲載の担保』という趣旨に理解の上で参加すること。 具体的には、サービスカタログ・モデル仕様書での政策意図を踏まえると、あるべき姿として、『次に主流になるべきサービスをカタログに掲載する』という議論をデジタル庁から期待されていること。及びそれが『一社独占のもの』にならないことに留意しつつ、議論を進めて行く必要がある。 なお、コミュニティ活動の開始にあたって、政策意図の理解の場を設けるとともに、議論が紛糾した際に立ち戻るべき「ものさし」をコミュニティメンバーで定めることとする。
-------------------------	---

	主に、チャットベースの議論を重ね。7月に2回ほど、意見をまとめていきたいと考えている。参加にあたって、費用の持ち出しは発生しない。
リスク対応	最終的なコミュニティの議論は、デジタル庁とも議論して、サービスをカタログの掲載の考え方に反映してもらう予定であるが、必ずしも反映されるとは限らないと理解しておくこと。 また、議論に参加した者の所属組織がコミットする責任を負うものではないことは留意いただきたい。
知的財産の 取扱い ※会則第47条 抜粋	・プロジェクトコミュニティ運営において提出された知的財産の利用範囲は原則として当該プロジェクトコミュニティの活動に限る。当該プロジェクトコミュニティの活動の枠を越えて使用する場合は、当該知的財産の提出者及び運営委員会の事前の書面による承諾を得るものとする。 ・プロジェクトコミュニティ等の本会活動を通して新たに生じた知的財産については、当該知的財産の創出に寄与したプロジェクトコミュニティにおける議論も踏まえ、運営委員会においてその帰属及び利用方法等について定めるものとする。
備考	サービスカタログ、モデル仕様書ともに、複数のサービス分類で構成されていることから、本プロジェクトコミュニティでは、個々の分類の議論に寄らないような運営をしていく予定である。
関係省庁 (希望)	デジタル庁